

広島市男女共同参画啓発物品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の男女共同参画社会の実現を目的とした啓発活動の実施に必要な男女共同参画啓発物品（以下、「物品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 物品の貸出しを受けることができる団体は、広島市内に所在する団体とする。

(貸出物品)

第3条 貸出しする物品は、別表のとおりとする。

(使用料)

第4条 貸出物品の使用料は、無償とする。ただし、貸出物品の搬入及び搬出は、貸出しを受ける団体が実施し、これに伴う費用及び当該物品の使用に伴い必要な費用は、当該団体が負担することとする。

(貸出条件)

第5条 次に掲げる条件をすべて満たすものについて物品の貸出しを行うものとする。

- (1) 当該物品を用いて市民等を対象として、男女共同参画社会の実現を目的とした啓発活動を行うものであること。
- (2) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教に利するものでないこと。
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがないこと。
- (4) その他本市の指示に従うこと。

(貸出申請)

第6条 物品の貸出しを受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、物品貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第5条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、他の予約状況等を踏まえて貸出しの適否及び貸出期間を決定する。

2 市長は、前項の規定により物品の貸出しを決定したときは、物品貸出許可通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査により、物品の貸出しが不適當と認めたときは、物品貸出不許可通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(貸出し及び返却手続)

第8条 前条により物品の貸出しの決定を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、市長が別に指示

する場所において物品の貸出しを受けるものとする。

- 2 借受団体は、物品貸出許可通知書に記載した貸出期間内に、当該物品を返却することとする。このとき、物品使用報告書（様式第4号）を市長へ提出するものとする。
- 3 市長は、借受団体が正当な理由なく、物品貸出許可通知書に記載した貸出期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。
- 4 市長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

（遵守事項）

第9条 借受団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品を目的以外に使用してはならない。
- (2) 物品を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 物品を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

（物品のき損又は紛失）

第10条 借受団体が貸出しを受けた物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて事故報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は過失により物品をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。

（免責事項）

- 第11条 市長は、物品の使用により借受団体が被った被害、第三者に与えた損害、又は貸出しの決定を取り消された者がこれにより生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 2 借受団体は、物品の使用により、本市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

品名	摘要
パネル	「男女共同参画社会ってなんだろう？」8枚（1枚：横60cm×縦85cm）
パネル	「デートDVって知っていますか？」6枚（1枚：横60cm×縦85cm）